

議案第一号

知事等の給料の特例に関する条例の制定について

知事等の給料の特例に関する条例を次のように制定する。

令和三年四月二十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

知事等の給料の特例に関する条例

知事、副知事、常勤の監査委員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第三項第四号の特別職である知事の秘書（以下「知事秘書」という。）に係る令和三年五月一日から令和四年三月三十一日までの間における給料の月額は、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年千葉県条例第二十七号）第三条第一項第一号の規定にかかわらず、同号に定める給料の月額から、当該額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。ただし、手当（地域手当（他の手当の額の算出の基礎となるものを除く。）を除く。）の額の算出の基礎となる給料の月額は、同項第一号に定める額とする。

一 知事 百分の二十

二 副知事、常勤の監査委員及び知事秘書 百分の十

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第二号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年四月二十日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成十年千葉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第十条第三項本文」を「第十条第四項本文」に改める。

第十七条第一項中「第五十二条第四項（一）」を「第五十二条第四項及び第五項（これらの規定を）」に、「（一）及び（二）」並びに「（一）」に改める。

附 則

この条例は、令和三年六月九日から施行する。